

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月24日
【計算期間】	第4期（自 平成24年9月26日 至 平成25年9月25日）
【ファンド名】	日興UBS中国A株ファンド
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カイ・ソトープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド」（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）の投資証券および国内投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」ということがあります。）の受益権を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

② 信託金限度額

2,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

<商品分類>

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会が定める商品分類のうち、追加型／海外／株式に属します。

以下、同協会の定める商品分類および属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型		その他資産
	内 外	()
		資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
海 外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とするもの
株 式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とするもの

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	北米		
	年4回	欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算するもの
アジア	組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とするもの
ファンド・オブ・ファンズ	証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券への投資を目的とするもの
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としてしておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ ファンドの特色

■当ファンドの特徴

1 中国国外投資家にとって希少性の高い中国A株（中国企業の人民幣建て株式）^{*}を実質的な投資対象とします。

- ◆ 上記投資対象への投資については、外国投資信託証券を通じて中国A株に実質的に投資を行います。
- ◆ 原則、為替ヘッジは行いません。

2 中国A株の中でも、各セクターを代表するリーディング企業やリーディング企業に成長する可能性の高い企業の株式を中心に投資を行います。

- ◆ マーケット状況に応じて、業種配分を積極的に見直し、市場全体を上回るリターンを目指します。
- ◆ 業種配分の見直しに際しては、成長性や割安度の観点を重視します。

3 UBSグローバル・アセット・マネジメントが運用を行います。

- ◆ UBSグローバル・アセット・マネジメントはグローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
- ◆ 中国A株の調査・運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Co., Ltd.」^{**}の情報も活用します。
- ◆ UBSグループは世界で最大級のQFII（適格国外機関投資家）枠を保有する金融機関のひとつです。

^{*} 中国A株に関しては、中国国外投資家はQFII制度を通じた投資に限られております。

^{**} UBS SDIC Fund Management Co., Ltd.はUBS銀行と中国の国有投資持株会社である国家開発投資公司（SDIC）との合弁会社（中国現地法人）であり、2005年に設立されました。

■特徴1 中国A株とは？

- ◎中国国外の投資家にとって希少な投資対象であり、一部の国外機関投資家にのみ割り当てられています。
- ◎中国A株市場には、中国本土での事業を中心とした内需関連企業が多く、内需刺激策の恩恵を受けやすいと考えられます。

QFII（適格国外機関投資家）制度とは

一部の国外機関投資家により、人民元建て中国本土株（上海A株、深センA株）に直接投資することを認めた制度。

中国ではQFII制度が導入されるまで国外投資家による国内証券市場への投資が認められていませんでした。

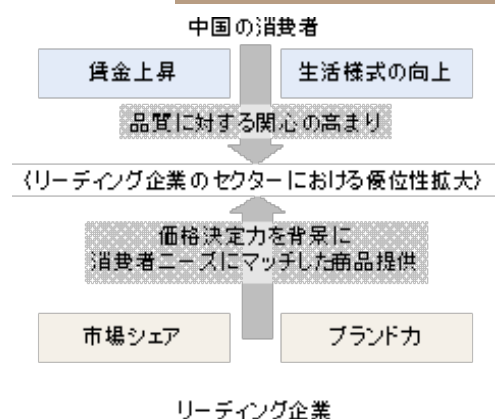
しかし、経済成長に伴い外資導入の必要性が認識されたことから、2002年12月にQFII制度が導入され、一部の国外機関投資家が直接中国本土株を売買することが可能になりました。

■特徴2 リーディング企業の考え方

当ファンドが考える中国市場のリーディング企業とは

経済の成長段階にある中国において、市場シェアやブランド力を武器に価格決定力を持つ優れた企業

価格決定力に優れた企業は、リーディング企業として各セクター平均を上回る株価上昇が期待できると考えています。



◎リーディング企業がセクター平均を上回る理由

消費者の賃金や生活様式が向上するにしたがって、品質の高い商品やサービスへの関心は高まると予想されます。

リーディング企業は、市場シェアやブランド力を武器に価格決定力を持つ企業であることから、生活様式の向上等で変化する消費者ニーズへの対応力も同業他社に比較して高いと期待されます。

結果、リーディング企業は収益力等において優位性が高まることが予想され、それは各セクター平均を上回る株価上昇に反映されると思っています。

上記は当社の考えるリーディング企業の成長をイメージしていただくために作成したものであり、将来の投資成果等を示唆、保証するものではありません。

UBSグループについて

- ◆ UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50ヵ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約61,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2013年9月末日現在）
- ◆ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約63兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2013年9月末日現在）

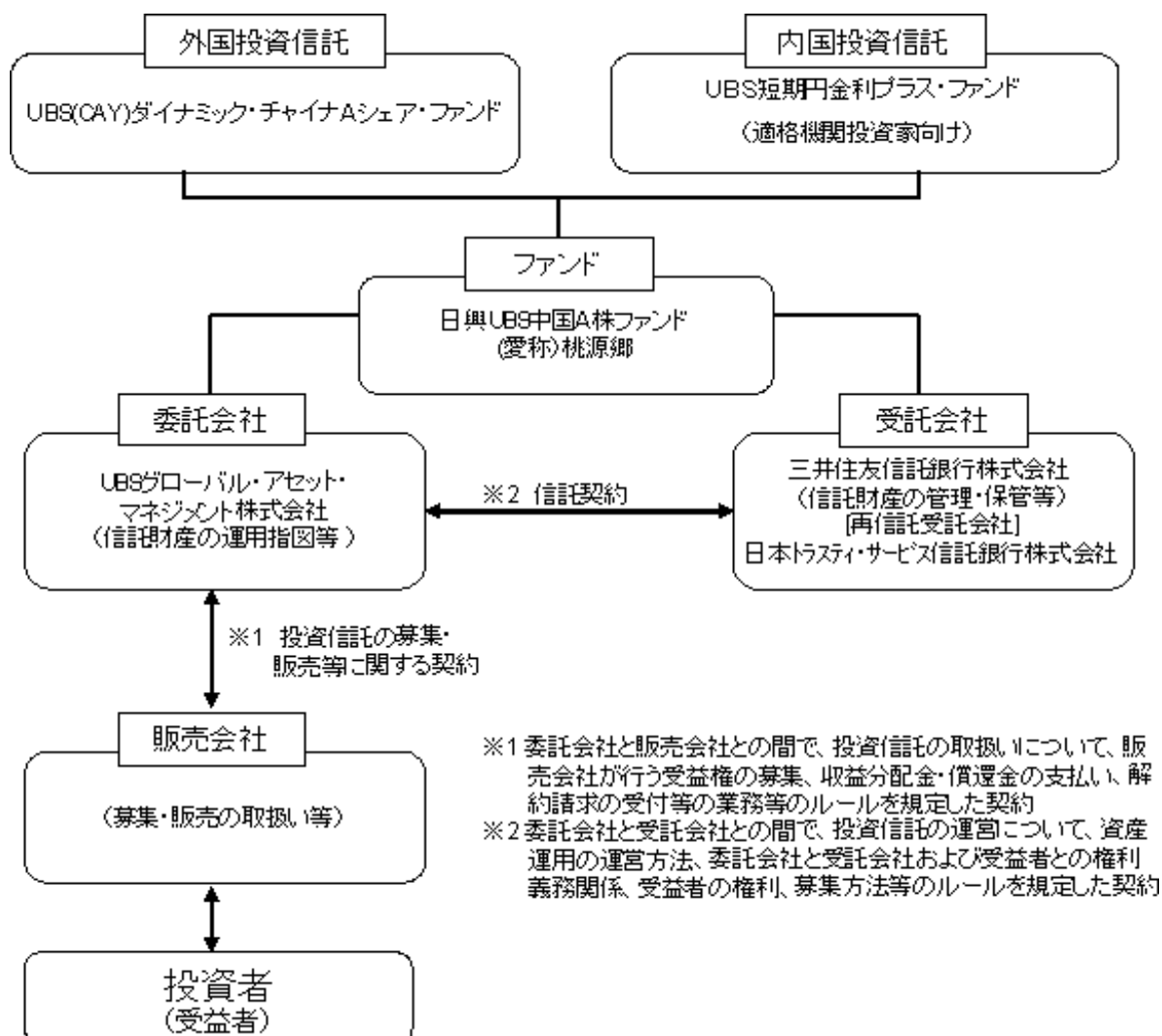
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年9月18日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

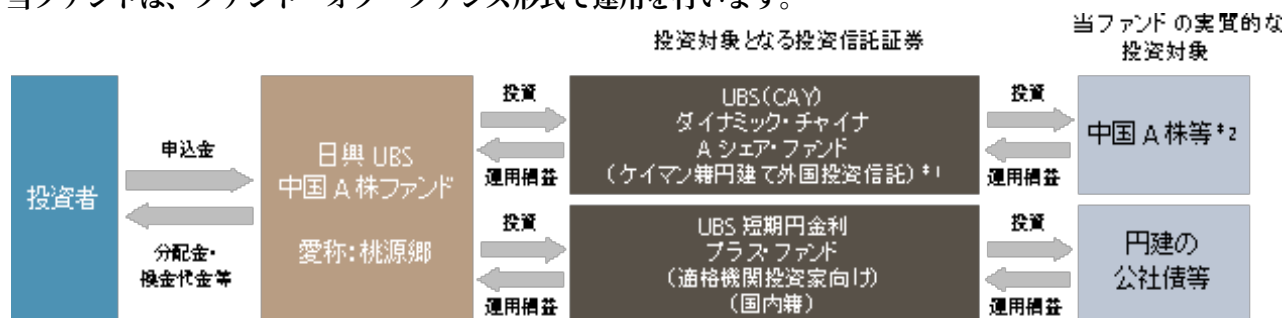
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



■当ファンドの仕組み

- ・中国A株を主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、中国A株に実質的な投資を行います。
- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



*1 UBS (CAY) ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（ケイマン籍円建て外国投資信託）はUBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが運用・調査を行います。同ファンドの運用にあたっては、「UBS SDIC Fund Management Co.,Ltd.」より情報提供を受けます。

*2 個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等への投資を含みます。

※ 上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

② 委託会社の概況（平成25年10月末日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年 4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年 7月 1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年 4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

- ・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンドの投資証券およびUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。
- ② 指定外国投資信託への投資を通じて、各産業セクターを代表する中国A株を主たる投資対象とします。但し、中国A株投資にあたっては、現物株式に加え、個別株式等の価格変動に運用成果が連動する有価証券等にも投資する場合があります。
- ③ 指定外国投資信託の投資証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の投資証券への投資割合を原則として90%以上とします。
- ④ 投資対象市場のバリュエーションが極端に割高となった場合、カントリー・リスクが発生した場合等には、一時的にファンド資産の大部分を短期金融商品等の流動性資産に投資する場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（本邦通貨表示のものに限ります。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

委託会社は、信託金を円建ての外国籍の投資証券であるUBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンドおよび内国籍の投資信託であるUBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

⑥ 組入れ投資信託証券について

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次のとおりです。

※ 当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、下記概要を参照しております。

＜投資信託証券の概要＞

ファンド名	UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド(J Class)
ファンド形態	ケイマン籍外国投資法人の投資証券（円建て）
運用の基本方針	上海証券取引所および深セン証券取引所のA株を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	上海証券取引所、深セン証券取引所のA株
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド
管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.2635%以内 ④ 信託財産留保額：なし ⑤ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。

ファンド名	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内投資信託の受益権
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券を通じて、または直接わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール市場等の短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行うことにより、短期円金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.042% ^(注) （税抜年率0.04%） （注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が8%に変更された際には、年率0.0432%となります。
信託事務の諸費用(※)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等(※)	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

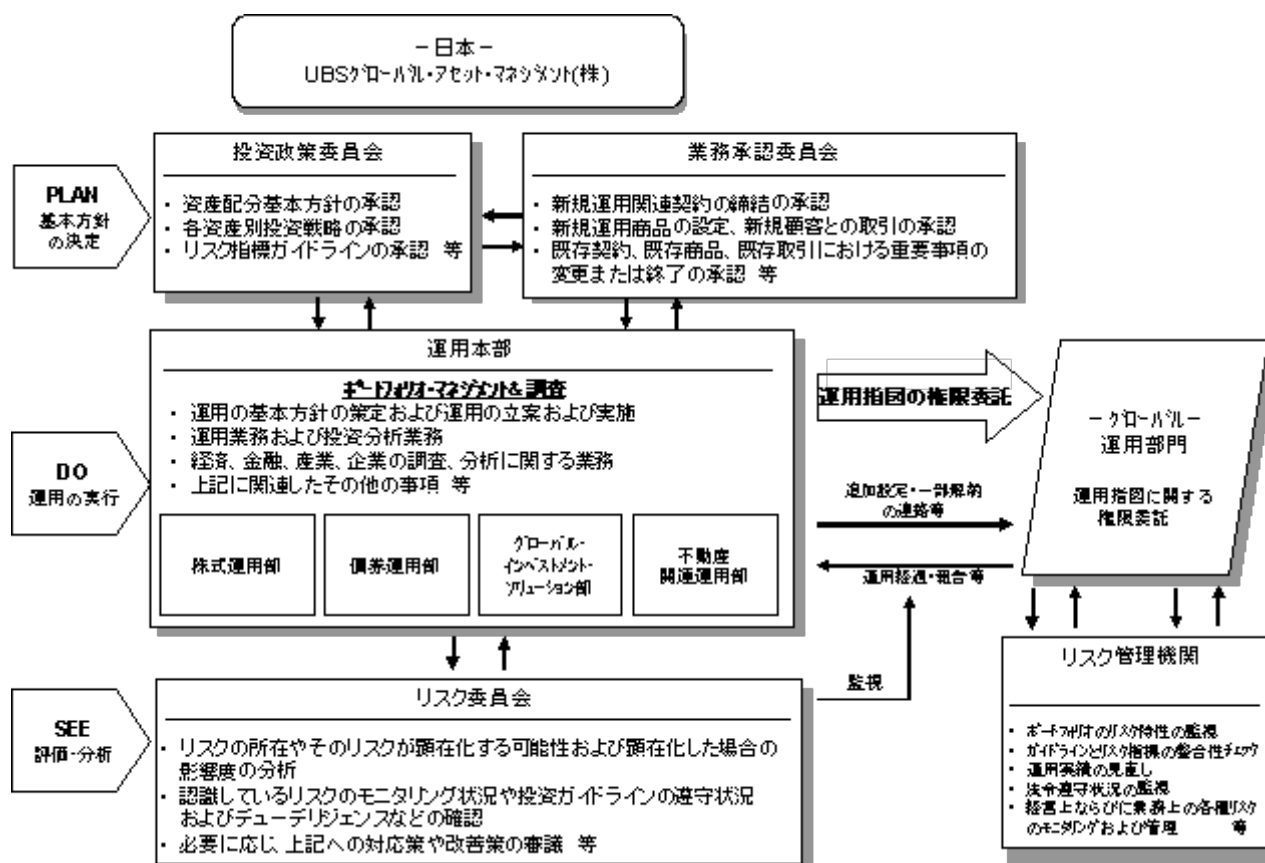
(※) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。

上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（3）【運用体制】

＜UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制＞



※上記の体制は今後変更される場合があります。

（2013年10月末日現在）

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎年9月25日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、分配対象額の範囲で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注） 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、お支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引後原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、収益分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年12月24日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 信託約款による投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への直接投資は行いません。

4. デリバティブの直接利用は行いません。
5. 外貨建資産への直接投資は行いません。
6. 資金の借入れ
 - ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

※ 当ファンドは、デリバティブの直接利用、株式への直接投資は行いません。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて中国の株式等および国内の公社債等を実質的な投資対象としますので、実質組入株式および公社債の価格変動や発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。また、原則として、実質投資対象国の通貨と日本円との間の為替ヘッジを行いませんので、当該通貨間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 中国A株投資を行う外国投資信託証券を組入れる場合のリスク

- (a) 当該外国投資信託証券においては、中国A株の少数の銘柄に集中して投資する場合があります、そのため株式市場全体の動きと異なり、当該外国投資信託証券の基準価額が大きく変動する可能性があります。
 - (b) 当該外国投資信託証券は、QFII制度[※]を通じて中国A株に投資を行うため、同制度に基づく規制の対象となります。また、当該外国投資信託証券が投資を行う中国の証券市場および証券投資において、この他様々な制限および制約がありますが、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈も必ずしも安定していません。
当該外国投資信託証券の中国国内における課税の取扱いについては、現在、明らかではなく、将来当該外国投資信託証券が実質的課税主体とみなされ所得税等の税金が課されることになった場合、当該外国投資信託証券がこれを負担する可能性があります。
 - (c) 当該外国投資信託証券がQFII制度を通じて投資を行う中国の証券市場において、証券決済がDVP取引（証券売買取引で証券と売買代金を同時に決済する取引）でない銘柄については証券会社に対する信用リスク、その他組入有価証券については管理会社等に対する信用リスクが発生し、当該証券会社および管理会社等が倒産等の状況に陥った場合は、証券または決済代金の全額を失う可能性があります。
 - (d) 当該外国投資信託証券が適用を受けるQFII制度においては、投資限度額に係わる認可の取得日から一定期間は実質的に当該外国投資信託証券において証券の売却が行えない場合があります、また、一定の金額が当該外国投資信託証券内に留保される場合があります。その他、中国政府当局の裁量により、外貨収支残高状況等を理由として海外からの投資規制や海外への送金規制等が導入された場合には、中国国内への入金および中国国外への送金についても一定の制限が課せられる可能性があります。
 - (e) 中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、上記（a）から（d）のような当該外国投資信託証券の特性や中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。
- ※ QFII制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）が認めた適格国外機関投資家に対して、一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

(2) 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

(3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの実質的な主要投資対象国（中国）には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

(4) 為替変動リスク

当ファンドは原則として直接外貨建て資産を保有することはありませんが、円建ての外国投資信託証券を通じて外貨建て有価証券への投資を行いますので、当該外貨建て有価証券を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動による影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(5) 公社債および短期金融商品に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化（業績悪化、財務内容の変化、経営不振等による債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）等）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況等に左右されます。また、ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

(6) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために当ファンドが投資を行う投資信託証券において保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

(7) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、組入投資信託証券において、保有有価証券を通常の市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。また、当ファンドの実質的な主要投資対象国（中国）における証券市場、取引所、開示基準、法制度等は先進国と異なっており、政治、経済等が急変した場合、流動性はより低くなる可能性があります。

(8) その他

（買付および換金申込に係る制限）

- ・ 買付の申込日が、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所または香港もしくはシンガポールの休日（以下「海外市場の休業日」）と同日の場合には、当該買付の申込は受けません。
- ・ 換金については、毎月1回の特定日に換金を行うことができます。換金の申込は、原則として毎月1日から20日（国内の休業日または「海外市場の休業日」に該当する場合はそれぞれ翌営業日とします。）までに行うものとします。当該期間中に申込まれた換金申込分については、申込締切日の翌々

営業日※を特定日(特定日が国内の休業日に該当する場合は翌営業日とします。)として、当該特定日に受け付けたものとして取り扱われます。

※営業日とは「海外市場の休業日」に該当しない日をいいます。

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産の凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金の申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

（クーリング・オフ）

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（分配金に関する留意点）

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

※ ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付価額に3.675%^(注)（税抜3.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

（注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が8%に変更された際には、3.78%となります。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。詳しくは販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

換金手数料はありません。

② 信託財産留保額

特定日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額

＊信託財産留保額とは償還時まで投資を続けられる投資家との公平性に資するために導入されたもので、信託財産中に留保され、運用資金の一部となります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1865%^(注)（税抜年率1.130%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額 (年 率)	配 分 (年 率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の 1.1865% ^(注) （税抜1.130%）	0.315% （税抜0.30%）	0.84% （税抜0.80%）	0.0315% （税抜0.030%）

（注）消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が8%に変更された際は、年率1.2204%となります。

（ご参考）

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（J Class）

管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.2635%以内 ④ 信託財産留保額：なし ⑤ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
-------	---

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬	純資産総額に対して年率0.042% ^(注) （税抜年率0.04%） （注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が8%に変更された際には、年率0.0432%となります。
信託事務の諸費用(※)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等(※)	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

（※）信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.2635%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率1.1865%^(注)（税抜年率1.130%））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率2.450%^(注)程度となります。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が8%に変更された際の信託報酬は、年率1.2204%、これを加味した実質的な報酬は年率2.4839%程度となります。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下①および②の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

① 売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

② 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

③ 監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ その他、以下の諸費用についても信託財産から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の1.から6.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記③および④の1.から6.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※「(4)その他の手数料等」の内、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^(注) および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^(注) および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- ・ NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- ・ 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147% ^(注) ）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315% ^(注) ）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

■ 税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

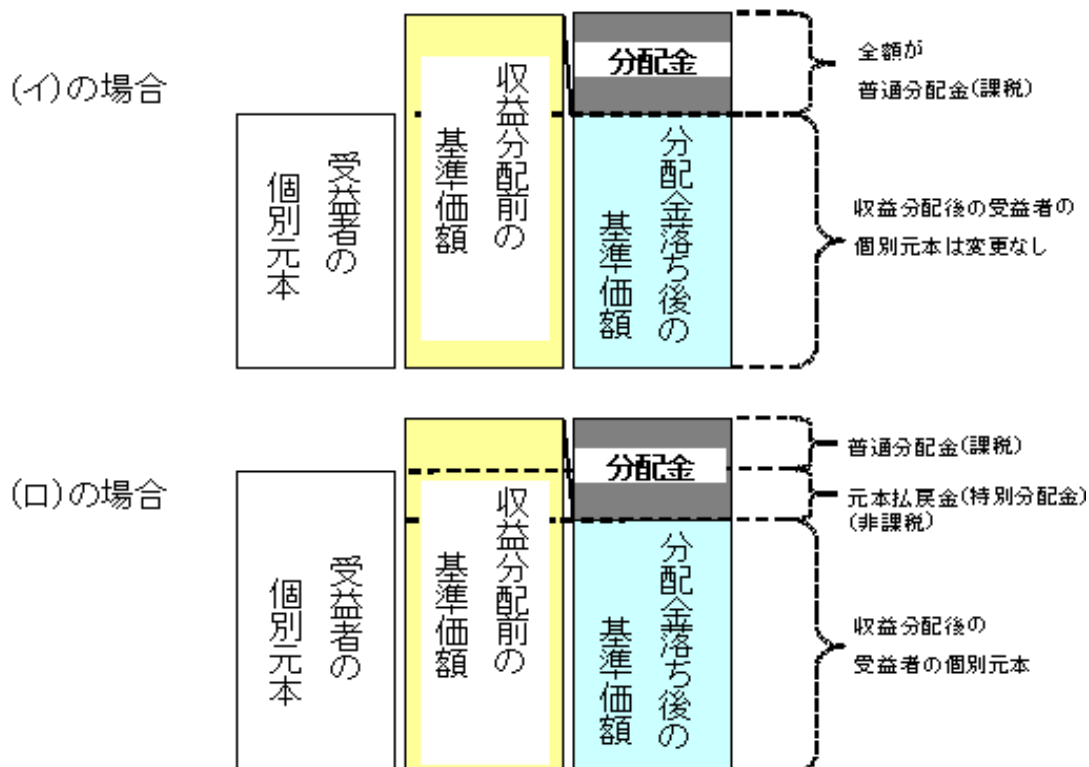
受益者が分配金を受け取る際、

（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.675%^(注)(税抜3.5%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 <u>(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が8%に変更された際には、3.78%となります。</u>
換金時	信託財産留保額	特定日の翌営業日の基準価額に対し <u>0.3%</u> を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																					
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して <u>年率1.1865%^(注)(税抜年率1.13%)</u> を乗じて得た額とします。また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が当ファンドの純資産総額に対して年率1.2635%程度(委託会社が試算した概算値)がかかります。したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して <u>年率2.450%^(注)程度</u> となります。 (年率表示、カッコ内は税抜表示) <table><tr><td>ファンドの運用管理費用(信託報酬)</td><td>1.1865%</td><td>(1.13%)</td></tr><tr><td>(内訳)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(委託会社)</td><td>0.3150%</td><td>(0.30%)</td></tr><tr><td>(販売会社)</td><td>0.8400%</td><td>(0.80%)</td></tr><tr><td>(受託会社)</td><td>0.0315%</td><td>(0.03%)</td></tr><tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>1.2635%</td><td>*</td></tr><tr><td>実質的な負担</td><td>2.450%</td><td>程度</td></tr></table> *委託会社が試算した概算値です。 <u>(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が8%に変更された際の信託報酬は、年率1.2204%、これを加えた実質的な報酬は年率2.4839%程度となります。</u> ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 その他の費用・手数料 ・監査報酬、受益権管理事務費用、法定手続き(書類の作成、印刷、交付)等に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の際、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	ファンドの運用管理費用(信託報酬)	1.1865%	(1.13%)	(内訳)			(委託会社)	0.3150%	(0.30%)	(販売会社)	0.8400%	(0.80%)	(受託会社)	0.0315%	(0.03%)	投資対象とする投資信託証券	1.2635%	*	実質的な負担	2.450%	程度
ファンドの運用管理費用(信託報酬)	1.1865%	(1.13%)																					
(内訳)																							
(委託会社)	0.3150%	(0.30%)																					
(販売会社)	0.8400%	(0.80%)																					
(受託会社)	0.0315%	(0.03%)																					
投資対象とする投資信託証券	1.2635%	*																					
実質的な負担	2.450%	程度																					

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は平成25年10月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2013年10月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン	5,312,006,434	99.61
投資信託受益証券	日本	30,421	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	20,247,683	0.37
合計(純資産総額)	—	5,332,284,538	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2013年10月31日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資証券	UBS(CAY)ダイナミック・チャイナ Aシェア・ファンド(J Class)	442,630.32	12,097	5,354,498,944	12,001	5,312,006,434	99.61
日本	投資信託 受益証券	UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	30,343	1.0026	30,421	1.0026	30,421	0.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類及び業種別投資比率 (2013年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	99.61
投資信託受益証券	0.00
合計	99.62

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2013年10月31日現在)

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2013年10月31日現在)

(3)【運用実績】**①【純資産の推移】**

2013年10月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2010年9月27日)	50,381	50,381	0.9723	0.9723
第2期計算期間末 (2011年9月26日)	17,910	17,910	0.8457	0.8457
第3期計算期間末 (2012年9月25日)	11,823	11,823	0.8050	0.8050
第4期計算期間末 (2013年9月25日)	5,951	5,951	1.1642	1.1642
2012年10月末日	11,557	—	0.8487	—
2012年11月末日	10,683	—	0.8309	—
2012年12月末日	12,189	—	0.9462	—
2013年1月末日	12,963	—	1.1191	—
2013年2月末日	10,242	—	1.0811	—
2013年3月末日	9,491	—	1.1423	—
2013年4月末日	8,319	—	1.1300	—
2013年5月末日	8,071	—	1.2146	—
2013年6月末日	6,623	—	1.0465	—
2013年7月末日	6,243	—	1.1124	—
2013年8月末日	5,708	—	1.1166	—
2013年9月末日	5,657	—	1.1608	—
2013年10月31日	5,332	—	1.1537	—

②【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	0
第2期計算期間	0
第3期計算期間	0
第4期計算期間	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	△2.8
第2期計算期間	△13.0
第3期計算期間	△4.8
第4期計算期間	44.6

(4)【設定及び解約の実績】

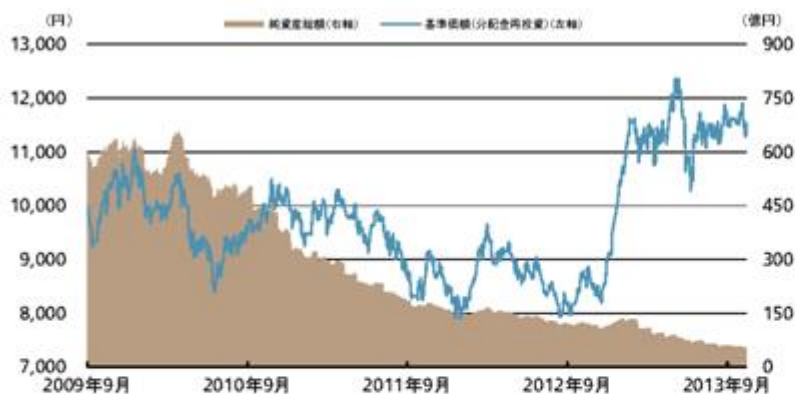
期 間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	69,806,390,520	17,989,324,963
第2期計算期間	1,318,064,109	31,956,996,292
第3期計算期間	774,732,203	7,266,672,135
第4期計算期間	310,941,836	9,885,157,945

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報>

基準価額・純資産の推移(2013年10月31日現在)



※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年9月	0円
2011年9月	0円
2012年9月	0円
2013年9月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2013年10月31日現在)

資産別比率

銘柄名	投資比率
UBS(CAY)ダイナミック・チャイナA シェア・ファンド(J Class)	99.61%
UBS短期円金利プラス・ファンド (適格機関投資家向け)	0.00%
現金・預金・その他の資産	0.37%
合計	100.00%

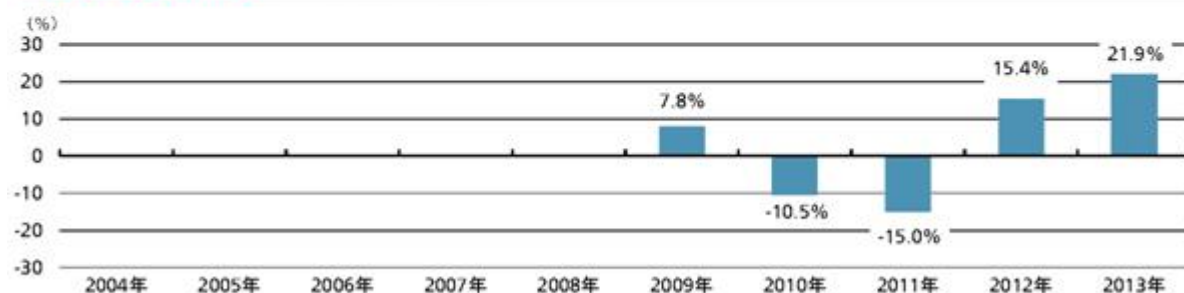
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

組入上位10銘柄

銘柄名	市場	業種	構成比
1 珠海格力電器	深圳	消費	9.9%
2 山東東阿阿膠	深圳	ヘルスケア	9.7%
3 雲南白薬集团	深圳	ヘルスケア	9.2%
4 江苏恒瑞医药	上海	ヘルスケア	9.0%
5 万科企业	深圳	金融	6.2%
6 馬應龍薬業集团	上海	ヘルスケア	5.7%
7 内蒙古伊利实业集团	上海	消費	5.2%
8 貴州茅台酒	上海	消費	4.8%
9 中国平安保险(集团)	上海	金融	4.7%
10 郑州宇通客车	上海	資本財	4.2%

※上記構成比は、「UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド(J Class)」における株式の評価総額合計に占める割合です。業種は、MSCI分類に準拠しています。

年間収益率の推移(2013年10月31日現在)



※2009年については当初設定(2009年9月18日)から年末までの騰落率、2013年は年初から10月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込の受付

- ・ 原則としていつでも買付申込を行うことができますが、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくは香港の休日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎてのお申込は翌営業日（ただし、上記のお申込の受け付けを行わない日を除きます。）の取り扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付申込の受け付けを中止すること、および既に受付けた買付申込を取消す場合があります。

※ 取得申込者は販売会社に取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(2) 口座開設

- ・ 受益権取得のお申込の際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

(3) 買付価額

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）
ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) 申込単位

- ・ 1万円以上1円単位または1万口以上1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
- ※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(5) 申込手数料

- ・ 買付価額に3.675%^(注)（税抜3.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

(注) 消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が8%に変更された際には、3.78%となります。

- ・ 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

2【換金（解約） 手続等】

(1) 換金の受付

- 毎月1回の特定日に換金を行うことができます。換金の申込は、原則として毎月11日から20日（国内の休業日または海外市場の休業日に該当する場合はそれぞれ翌営業日とします。）までに行うものとします。当該期間中に申込まれた換金申込分については、申込締切日の翌々営業日[※]を特定日（特定日が国内の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）として、当該特定日に受付けたものとして取り扱われます。

※ 営業日とは「海外市場の休業日」に該当しない日をいいます。

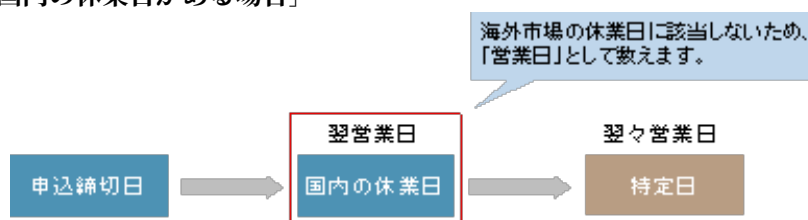
〈申込締切日と特定日の間に国内の休業日・海外市場の休業日がない場合の例〉

〔国内の休業日・海外市場の休業日がない場合〕

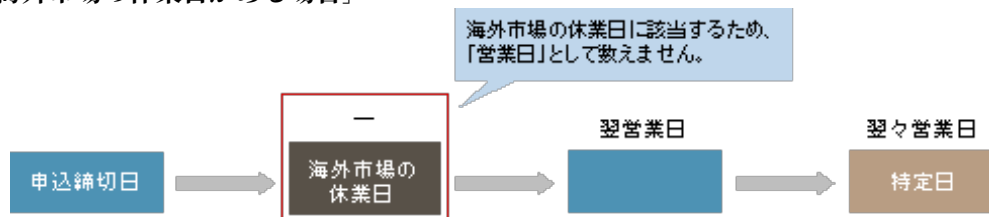


〈申込締切日と特定日の間にそれぞれ国内の休業日・海外市場の休業日をはさむ場合の例〉

〔国内の休業日がある場合〕



〔海外市場の休業日がある場合〕



ただし、上記においても特定日が国内の休業日に該当する場合は、国内における翌営業日が特定日となります。

なお、換金申込期間および特定日については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 前記に規定する申込期間における午後5時までにお申出のあった換金のお申込分（当該お申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該申込日に属する月の特定日に受付けたものとして取り扱われます。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、換金申込期間および特定日については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金単位

- 1万円以上1円単位または1口単位の整数倍で販売会社が独自に定める単位とします。

(3) 信託財産留保額

- 特定日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額とします。

(4) 換金価額

- 特定日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

（基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(5) 換金代金の支払い

- ・ 原則として、換金請求の受付日（特定日）から起算して6営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

(6) 受付中止

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）がある場合、および当ファンドが投資する投資信託証券に付されている解約制限または中国証券制度上の制約に照らし当該投資信託証券に対する一部解約に伴う支払い資金に不足が生じる事態が予想される場合は、委託会社は、当該換金請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。
- ・ 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該換金を受け付けたものとします。
- ・ 上記の他、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

※ 一部解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、一部解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****（基準価額の算定）**

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年9月18日から平成31年9月25日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等、その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長する場合があります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年9月26日から翌年9月25日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

〔信託の終了〕

（信託契約の解約）

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行ないます。
- e. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- ・ 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ・ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「信託約款の変更」の規定に従います。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]b.による書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合とあわせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対者の買取請求権]

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了]（信託契約の解約）b.」または「[信託契約の変更]b.」に規定する書面に付記します。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年9月の決算時）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、お支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、収益分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年12月24日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店等において、原則として解約請求の受付日(特定日)から起算して6営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5) 反対者の買取請求権

信託約款の解約または重大な約款の変更等が行なわれる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容及び買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成24年9月26日から平成25年9月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
日興UBS中国A株ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 9月25日現在	当期 平成25年 9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	130,222,014	47,862,762
投資信託受益証券	30,412	30,421
投資証券	11,776,093,751	5,949,717,047
未収利息	178	39
流動資産合計	11,906,346,355	5,997,610,269
資産合計	11,906,346,355	5,997,610,269
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,172,156	1,192,914
未払委託者報酬	79,645,789	43,740,246
その他未払費用	1,474,150	1,091,657
流動負債合計	83,292,095	46,024,817
負債合計	83,292,095	46,024,817
純資産の部		
元本等		
元本	14,686,193,442	5,111,977,333
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,863,139,182	839,608,119
（分配準備積立金）	—	863,183,676
元本等合計	11,823,054,260	5,951,585,452
純資産合計	11,823,054,260	5,951,585,452
負債純資産合計	11,906,346,355	5,997,610,269

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 9月27日 至 平成24年 9月25日	当期 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 9月25日
営業収益		
受取利息	68,028	51,646
有価証券売買等損益	△372,596,497	4,459,623,305
営業収益合計	△372,528,469	4,459,674,951
営業費用		
受託者報酬	4,667,915	3,051,608
委託者報酬	171,156,835	111,892,209
その他費用	3,121,010	2,437,587
営業費用合計	178,945,760	117,381,404
営業利益又は営業損失（△）	△551,474,229	4,342,293,547
経常利益又は経常損失（△）	△551,474,229	4,342,293,547
当期純利益又は当期純損失（△）	△551,474,229	4,342,293,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	86,364,983	2,545,408,392
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,268,032,904	△2,863,139,182
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,113,707,713	1,905,862,146
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,113,707,713	1,895,460,731
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	10,401,415
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,974,779	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,974,779	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,863,139,182	839,608,119

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。

2.収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年 9月25日現在	当期 平成25年 9月25日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	14,686,193,442口	5,111,977,333口
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,863,139,182円です。	—
3.計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8050円 (8,050円)	1.1642円 (11,642円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 9月27日 至 平成24年 9月25日	当期 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 9月25日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(717円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、717円(1万口当たり0円)となり、分配は行なっておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(29,659円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(863,154,017円)、信託約款に規定される収益調整金(682円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、863,184,358円(1万口当たり1,688円)ですが、分配を行なっておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成23年 9月27日 至 平成24年 9月25日	当期 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成24年 9月25日現在	当期 平成25年 9月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左

	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
--	--	-------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 平成24年 9月25日現在	当期 平成25年 9月25日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	9	9
投資証券	△456,592,112	1,882,249,082
合計	△456,592,103	1,882,249,091

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成24年 9月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成25年 9月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成23年 9月27日 至 平成24年 9月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成24年 9月26日 至 平成25年 9月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成23年 9月27日 至 平成24年 9月25日	当期 自 平成24年 9月26日 至 平成25年 9月25日
元本の推移		
期首元本額	21,178,133,374円	14,686,193,442円
期中追加設定元本額	774,732,203円	310,941,836円
期中一部解約元本額	7,266,672,135円	9,885,157,945円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	日本円	UBS 短期円金利プラス・ ファンド(適格機関投資家向 け)	30,343	30,421	
		小計		30,421	
投資信託受益証券合計				30,421	

投資証券	日本円	UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド (J Class)	491,834.095	5,949,717,047	
	小計			5,949,717,047	
投資証券合計				5,949,717,047	
合計				5,949,747,468	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考情報>

当ファンドは、「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」投資信託受益証券、「UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（J Class）」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

[次へ](#)

<参考情報>

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

当ファンドは、日興UBS中国A株ファンドが投資対象とする国内投資信託証券です。
ご参考として第4期決算日（2013年1月21日）の運用状況をご報告申し上げます。

<UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）>

損益の状況

(自2012年1月21日 至2013年1月21日)

項	目	当	期
(A)	配当等収益		95円
	受取利息		95
(B)	有価証券売買損益		1,882,010
	売買益		2,587,946
	売買損	△	705,936
(C)	信託報酬等		△1,374,289
(D)	当期損益金(A+B+C)		507,816
(E)	前期繰越損益金		1,943,844
(F)	追加信託差損益金		227,718
	(配当等相当額)	(	267,235)
	(売買損益相当額)	(△	39,517)
(G)	計 (D+E+F)		2,679,378
(H)	収益分配金		0
	次期繰越損益金(G+H)		2,679,378
	追加信託差損益金		227,718
	(配当等相当額)	(	278,096)
	(売買損益相当額)	(△	50,378)
	分配準備積立金		2,583,960
	繰越損益金	△	132,300

＊組入資産の明細＊

親投資信託残高

(2013年1月21日現在)

項	目	期	首	当	期	末
		口	数	口	数	評 価 額
			千口		千口	千円
UBS短期円金利プラス・マザーファンド		10,316,318		1,074,729		1,079,135

U B S短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、U B S短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。

ご参考として、第4期決算日（2013年1月21日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益の状況

（自2012年1月21日 至2013年1月21日）

項 目	当 期
(A) 配当等収益	2,254,057円
受取利息	2,254,057
(B) 有価証券売買損益	543
売買益	543
(C) 当期損益金(A+B)	2,254,600
(D) 前期繰越損益金	34,540,913
(E) 追加信託差損益金	506,775
(F) 解約差損益金	△32,867,524
(G) 計 (C+D+E+F)	4,434,764
次期繰越損益金(G)	4,434,764

＊組入資産明細表＊（2013年1月21日現在）

公社債

個別銘柄開示

	当 期 末			
銘 柄	利 率	額面金額	評 価 額	償還年月日
(国債証券)	%	千円	千円	
第327回 国庫短期証券	—	600,000	599,939	2013/3/4
合 計	—	600,000	599,939	—

UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（ケイマン籍外国投資信託）の運用状況

当ファンドは「日興UBS中国A株ファンド」が投資対象とする外国投資信託証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの包括利益計算書は、2013年2月28日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。なお、投資有価証券明細表は当該監査の対象外であり、未監査のものを掲載しております。

UBS(CAY)ダイナミック・チャイナAシェア・ファンド（ケイマン籍外国投資信託）
連結

Statement of Comprehensive Income	包括利益計算書 (損益項目仮訳)	2013年2月28日に終了する会計期間 米ドル
Income	収益	
Interest income	受取利息	20,933
Dividend income	受取配当金	5,892,313
Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss	損益を通じて公正価値で評価する金融資産に係る純利益 (損失)	18,102,014
Net foreign exchange gain	為替取引に係る収益（損失）	59,045
Total income/(loss)	収益合計（損失）	24,074,305
Expenses	費用	
Management fee	運用管理報酬	1,889,366
Custodian and administration fee	保管事務費用	441,268
Auditor's remuneration	監査報酬	20,297
Directors' fee	役員報酬	15,540
Professional fee	専門家費用	1,810
Transaction costs	取引費用	1,219,766
Provision for tax payable to QFII	未払税に対する引当金	2,032,985
Other operating expenses	その他営業費用	7,784
Total operating expenses	営業費用合計	5,628,816
Operating profit/(loss) before tax	税引前営業利益（損失）	18,445,489
Dividend withholding tax	配当金に係る源泉税	(595,471)
Operating profit/(loss) after tax	税引後営業利益（損失）	17,850,018
Adjustment from bid market prices to last traded market prices	買気配値による評価から終値による評価への修正	(196,503)
Adjustment for preliminary expenses	初期費用に係る修正	—
Increase/(decrease) in net assets attributable to holders of redeemable shares from operations	償還可能証券保有者に帰属すべき純資産増加額（減少 額）	17,653,515

2013年2月28日現在の投資有価証券明細表（未監査）

銘柄名	数量	簿価	時価	純資産比率 (%)
株式				
人民元				
Anhui Conch Cement Co Ltd A Shrs	2,494,023.00000	38,954,328.44	48,359,105.97	3.47
Anhui Gujing Distillery Co Ltd A Shrs	655,956.000000	7,309,343.14	21,836,775.24	1.57
Beijing Yanjing Brewery Co Ltd A Shrs	2,978,700.00000	32,174,244.86	17,663,691.00	1.27
CITIC Securities Co Ltd A Shrs	2,162,302.00000	36,630,195.72	31,677,724.30	2.27
China Construction Bank Corp A Shrs	11,378,582.0000	61,681,900.35	53,593,121.22	3.84
China Life Insurance Co Ltd A Shrs	1,434,331.00000	35,311,585.05	27,108,855.90	1.94
China Merchants Bank Co Ltd A Shrs	4,860,848.00000	69,733,374.22	64,649,278.40	4.64
China Minsheng Banking Corp Ltd A Shrs	4,468,138.00000	26,586,309.56	46,289,909.68	3.32
China Petroleum & Chemical Corp A Shrs	3,451,222.00000	24,254,986.45	24,952,335.06	1.79
China Vanke Co Ltd A Shrs	7,062,382.00000	70,401,507.10	84,748,584.00	6.08
Daqin Railway Co Ltd A Shrs	2,180,070.00000	20,874,381.53	17,113,549.50	1.23
Gree Electric Appliances Inc A Shrs	3,273,672.00000	53,596,922.86	95,100,171.61	6.82
Huafa Industrial Co Ltd Zhuhai A Shrs	3,385,869.00000	31,479,698.48	26,849,941.17	1.93
Industrial Bank Co Ltd A Shrs	775,232.000000	12,010,557.22	15,403,859.84	1.10
Industrial and Commercial Bank of China Ltd A Shrs	11,947,831.0000	57,213,926.29	50,300,368.52	3.61
Inner Mongolia Yili Industrial Group Co Ltd A Shrs	1,022,394.00000	19,773,941.39	28,187,402.58	2.02
Jiangsu Hengrui Medicine Co Ltd A Shrs	3,409,176.00000	71,604,973.01	112,332,349.20	8.06
Kweichow Moutai Co Ltd A Shrs	335,149.000000	53,772,138.76	58,651,075.00	4.21
Luzhou Laojiao Co Ltd A Shr	1,662,588.00000	53,666,186.03	52,787,169.00	3.79
Mayinglong Pharmaceutical Group Co Ltd A Shrs	3,601,126.00000	48,919,657.78	60,570,939.32	4.34
Ping An Bank Co Ltd A Shrs	1,428,275.00000	28,350,293.50	32,850,325.00	2.36
Ping An Insurance (Group) Co of China Ltd A Shrs	1,749,781.00000	91,118,853.25	82,362,191.67	5.91
Shandong Dong-E E-Jiao Co Ltd A Shrs	2,795,282.00000	68,098,934.92	133,055,423.20	9.54
Suning Appliance Co Ltd A Shrs	2,099,607.00000	25,752,987.91	13,920,394.41	1.00
Wuliangye Yibin Co Ltd A Shrs	1,065,323.00000	36,201,141.08	26,036,494.12	1.87
Yunnan Baiyao Group Co Ltd A Shrs	1,767,025.00000	66,666,205.12	134,205,548.75	9.62
ZTE Corp A Shrs	1,433,732.00000	14,606,417.49	14,050,573.60	1.01
Zhengzhou Yutong Bus Co Ltd A Shrs	1,960,445.00000	31,019,179.10	54,069,073.10	3.88
人民元合計		1,187,764,170.61	1,428,726,230.36	102.45
株式合計		1,187,764,170.61	1,428,726,230.36	102.45
総合計		1,187,764,170.61	1,428,726,230.36	102.45

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年10月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	5,339,089,131 円
II 負債総額	6,804,593 円
III 純資産総額(I－II)	5,332,284,538 円
IV 発行済口数	4,621,804,873 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1537 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成25年10月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

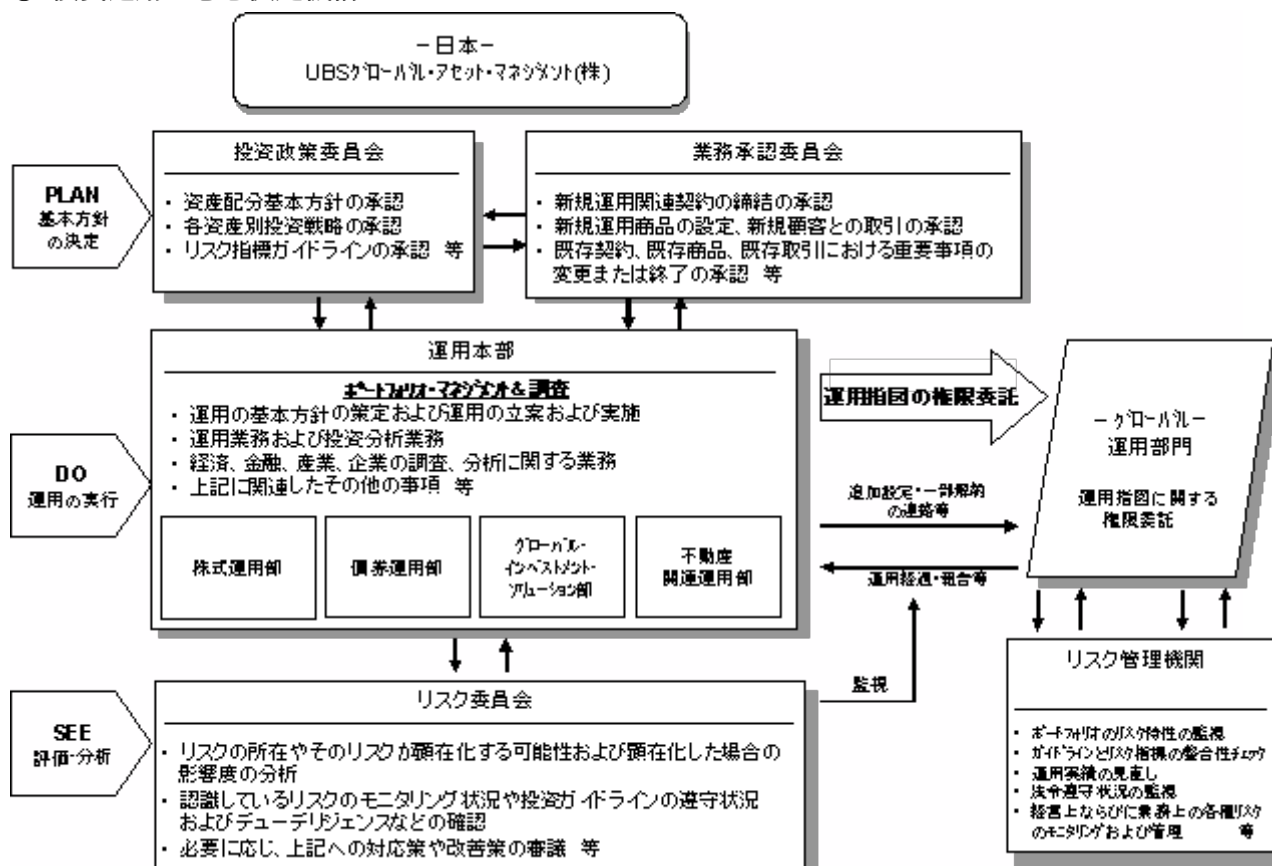
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



(平成25年10月末日現在)

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年10月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	81	843,495
合計	81	843,495

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第17期 〈平成24年3月31日〉		第18期 〈平成25年3月31日〉	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
（ 資 産 の 部 ）					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		4,527,037		3,354,581
未 収 入 金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557,253
その他未収収益	*1		755,597		773,957
繰 延 税 金 資 産			97,190		89,830
そ の 他			8,893		37,018
流 動 資 産 計			7,203,797		6,723,024
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			533,670		437,610
繰延税金資産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固 定 資 産 計			533,670		437,610
資 産 合 計			7,737,467		7,160,634

期 別		第17期 （平成24年3月31日）		第18期 （平成25年3月31日）	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			145,046		372,353
未 払 費 用	*1		1,350,117		1,675,669
未 払 消 費 税			21,288		34,551
未 払 法 人 税 等			337,901		489,884
賞 与 引 当 金			122,466		114,351
そ の 他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固 定 負 債					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負債計			291,417		226,251
負債合計			2,271,487		2,915,356
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			3,265,979		2,045,278
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純 資 産 合 計			5,465,979		4,245,278
負債・純資産合計			7,737,467		7,160,634

(2) 【損益計算書】

期 別		第17期 〔 自 平成23年4月1日 〕 〔 至 平成24年3月31日 〕		第18期 〔 自 平成24年4月1日 〕 〔 至 平成25年3月31日 〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営 業 収 益					
委 託 者 報 酬		8,948,072		9,270,358	
運 用 受 託 報 酬	*1	1,523,631		1,586,058	
そ の 他 営 業 収 益	*1	2,079,932		2,139,484	
営 業 収 益 計			12,551,636		12,995,901
営 業 費 用					
支 払 手 数 料			4,481,341		4,688,873
広 告 宣 伝 費			143,998		108,267
調 査 費			76,822		88,373
営 業 雑 経 費			91,557		105,939
通 信 費		6,321		7,470	
印 刷 費		2,383		1,330	
協 会 費		19,197		13,240	
そ の 他	*1	63,653		83,898	
営 業 費 用 計			4,793,720		4,991,454
一 般 管 理 費					
給 料			2,769,198		2,673,693
役 員 報 酬		229,059		215,114	
給 料 ・ 手 当	*1	1,760,034		1,737,508	
賞 与		780,105		721,070	
交 際 費			49,888		87,508
旅 費 交 通 費			82,604		82,826
租 税 公 課			37,564		36,161
不 動 産 賃 借 料			259,656		348,848
退 職 給 付 費 用			265,690		152,133
事 務 委 託 費	*1		1,884,416		2,019,103
諸 経 費			75,972		66,771
一 般 管 理 費 計			5,424,992		5,467,047
営 業 利 益			2,332,923		2,537,400
営 業 外 収 益					
受 取 利 息		338		284	
為 替 差 益		24,163		-	
雑 収 入		1,187		82	
営 業 外 収 益 計			25,688		367
営 業 外 費 用					
為 替 差 損		-		19,768	
営 業 外 費 用 計			-		19,768
経 常 利 益			2,358,612		2,517,999
税 引 前 当 期 純 利 益			2,358,612		2,517,999
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			958,720		960,280
法 人 税 等 調 整 額			128,640		78,420
当 期 純 利 益			1,271,252		1,479,299

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		第17期 〔自 平成23年4月1日〕 〔至 平成24年3月31日〕	第18期 〔自 平成24年4月1日〕 〔至 平成25年3月31日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,444,727	2,715,979
	当 期 変 動 額	—	△ 2,700,000
	剰余金の配当 当期純利益	1,271,252	1,479,299
	当 期 末 残 高	2,715,979	1,495,278
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	1,994,727	3,265,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	3,265,979	2,045,278
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278

〔注 記 事 項〕

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
7,876千円	6,006千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

(株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第17期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

第18期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	△3,112	△2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	△29,824
(5) 過去勤務債務	-	-
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準
- (2) 割引率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.00%	0.395%

- (3) 期待運用収益率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
0.58%	0.58%

- (4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理
- (5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.65%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	△0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

- (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー (ロンドン証券取引所上場)	スイス・チューリッヒ	3,600,000,000フラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用委託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業経費用-その他	4,896,377 2,991,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,327	現金・預金 未収入金 未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	2,683,819 1,383 4,044 303,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	93百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・チューリッヒ	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	16,809 56,851	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,831 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	1514百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,926
	UBS D/Garnar LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	67,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及び、それに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他事務委託費	2,920,067 4,918,889 12,315 312,324 6,964 674,983 241,332	現金・預金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	268,986 11,206 239,146 88,682

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有者)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	389 49,681 325,214 323,304	未収入金 未払費用	457,765 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	60
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	19.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	163,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,065
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,360 163,296	その他未収収益 未払費用	10,892 96,629
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	126百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,136 149,327 208,165	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 155,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	627	未収入金	627
	UBS Global Asset Management (America) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	31,580 409,865 233,370 36	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,350 103,390
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	666,665	その他未収収益	169,352
	UBS D'Garnier LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,666 93,403
	UBS D'Garnier Investors LLC	米国・デラウェア	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gamdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,765
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 30,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	253,054円61銭	196,540円68銭
1株当たり当期純利益	58,854円27銭	68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行※	1,770,996百万円	銀行法に基づいて監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。

※株式会社三井住友銀行においては、同社に口座を有し、当ファンドの受益権を保有する受益者からの購入申込または換金申込の受付のみを行います。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が提出されております。

平成24年12月21日	有価証券届出書および有価証券報告書
平成25年 6月24日	有価証券届出書および半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年11月1日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興UBS中国A株ファンドの平成24年9月26日から平成25年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興UBS中国A株ファンドの平成25年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。